令和７年第３回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和７年３月１０日（月）午後１時３０分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長　福田　晴一　委員　本間　正江 委員　宮川　淳子　委員　川染　誉 委員　長谷川　勝久　委員　名島　啓太
事務局職員	教育振興部長　教育政策課長 学び未来課長　学校改築施設管理課長 学校支援課長　生涯学習・学校地域連携課長 教育指導課長　教育総合相談センター所長 飛鳥山博物館長　中央図書館長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	８号	東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	承認
2	９号	東京都北区立那須高原学園条例施行規則の一部を改正する規則	承認
3	１０号	東京都北区立那須高原学園利用料金の改定について	承認
4	１１号	いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について	承認
5	１２号	東京都北区文化財保護審議会への諮問について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
6	１０号	後援・共催事業について	了承
7	１１号	令和六年度北区不登校対応連絡調整会議の報告について	了承
8	１２号	令和六年度北区特別支援教育評価委員会の報告について	了承

令和７年第３回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和７年３月１０日（月）１３：３０

福田教育長　それでは、これより令和７年第３回北区教育委員会定例会を開会いたします。
全員出席、定足数に達しておりますので、会議は成立です。
では初めに、日程第１、第８号議案「東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」です。
教育政策課長から説明をお願いします。

教育政策課長　教育長

福田教育長　教育政策課長

教育政策課長　それでは、第８号議案、１枚おめくりをお願いいたします。
ページで１ページでございます。
説明欄でございます。
教育委員会事務局の組織における分掌事務を改正するため、この規則案を提出するというものでございます。
もう１枚、おめくりをいただきまして、新旧対照表を添付してございます。
新旧対照表、改正後が上段でございます。上段の一番左の列でございますけれども、改正後、課務担当主査、こちらを生涯学習・学校地域連携課に地域クラブ活動に関することということで配置をするというものでございます。下段、教育政策課の配置を廃止するというものでございます。
こちらにつきましては新たに策定いたします、北区立中学校部活動地域連携推進計画に基づく取組を着実かつ効果的に推進していくとともに、部活動の地域連携をより具体的に実現するために、課務担当主査を生涯学習・学校地域連携課に新設するというものでございます。
恐れ入ります。ページをお戻りいただきまして、１ページでございます。
附則でございます。この規則は、令和７年４月１日から施行するというものでございます。
以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

福田教育長　ありがとうございました。
では、本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員　教育長

福田教育長　本間委員

本間委員	ご説明、ありがとうございます。 確認なんですが、これはプラス１の配置で、兼任ではないという理解でよろしいでしょうか。
教育政策課長	教育長
福田教育長	教育政策課長
教育政策課長	定数上は生涯学習・学校地域連携がプラス１となり、教育政策課がマイナス１となります。部活動の担当のポストを教育政策課から移すというイメージです。一人を移すというイメージです。 以上でございます。
福田教育長	ありがとうございました。 ほかにご質疑、ご意見はありますか。 （質疑・意見なし）
福田教育長	よろしいですか。 それでは、特に反対意見等はないようですので、本件については、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。 （異議なし）
福田教育長	ありがとうございました。ご異議ないと認め、第８号議案については原案どおり承認することに決定いたします。 では続いて、日程第２、第９号議案「東京都北区立那須高原学園条例施行規則の一部を改正する規則」です。 生涯学習・学校地域連携課長から説明をお願いします。
生涯学習・学校地域連携課長	教育長
福田教育長	生涯学習・学校地域連携課長
生涯学習・学校地域連携課長	それでは、第９号議案「東京都北区立那須高原学園条例施行規則の一部を改正する規則」について、説明申し上げます。 第９号の議案書１ページをご覧ください。

説明欄でございます。
昨今の物価の高騰を受けまして、使用料の減免の対象から賄料を除くため、この規則案を提出するものでございます。
那須高原学園の使用料に当たっては賄料を含めて、使用料としていただいておりまして、使用料の減免を行っておりました。しかしながら、昨今の食材費の高騰、あと利用者の皆さんの安全かつ安心な料理をしていくということで、食材確保が困難になっている状況でございます。また、公平な利用者負担の観点からも、賄料につきましては、減免対象から除くものでございます。
それでは議案書２ページ、新旧対照表をご覧ください。
第９条でございます。
使用料のうち、賄料を除くものとし、減免をするよう改めるものでございます。
次に附則でございます。議案書１ページにお戻りください。
本規則につきましては、令和７年４月１日から施行し、同日以降の使用について賄料を減免対象から除くものといたします。
第９号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

福田教育長　ありがとうございました。
では、本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

（質疑・意見なし）

福田教育長　では、特に反対意見等はないようですので、本件については、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

福田教育長　では異議ないと認め、第９号議案については原案どおり承認することに決定いたします。
次に日程第３、第１０号議案「東京都北区立那須高原学園利用料金の改定について」です。
生涯学習・学校地域連携課長から説明をお願いします。

生涯学習・学校地域連携課長　教育長

福田教育長　生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・　引き続きまして、関連して、第１０号議案「東京都北区立那須高原学園利用料金の改

学校地域連携課長	定について」、説明を申し上げます。 　こちら、北区経営改革プラン２０２４に基づきまして、区では原則３年で利用料金の見直しを行ってまいりました。 　平成３０年４月以降、本来であれば全庁的な料金改定が令和３年に実施予定でございました。新型コロナウイルスの影響を鑑みまして、改定を随時見送ってきたところでございます。また、コロナ禍以降、社会的な財政状況も一定程度回復してきたことから、区として料金改定の検討を始めておりました。 　所管の政策経営部のほうで、区有施設の維持管理にかかる原価計算を計算しまして、利用者負担の状況や近隣の同種、同規模の施設状況から検討した結果、那須高原学園については、平成２７年７月の改定以降、改定がないまま丸１０年経過しているところでございます。 　また、那須高原学園は利用者の負担率が低く、近隣地区の同種の施設利用料と比較しても、利用料金の設定が低いこと、また令和５年度に全室に空調設備を完備したこと、こちらが改定根拠となっており、今回、教育所管では那須高原学園が改定対象となりまして、このたびお諮りするものでございます。 　改善に当たっては、その手続として、那須高原学園の指定管理者から教育委員会宛に改定案の承認願いを提出し、教育委員会において承認を得るということになっておりまして、このたび本委員会にて承認いただきたくお願いするものでございます。 　議案書１ページ中ほど、承認願者、こちら指定管理者となっておりますが、株式会社ニッコクトラスト、こちら、改定内容は後ほどご説明いたしますが、改定日は令和７年４月１日でございます。 　ページをおめくりいただきまして、３ページに承認願いがございます。 　新たな利用料金につきましては承認願いのとおりでございますが、５ページ以降に新旧対照をつけてございます。３ページの承認願いと、５ページの新旧対照表を合わせてご覧いただければと思いますが、大きく３点の変更となってございます。 　１点目、利用料を一律２０％増として改定しております。 　一例を挙げますと、５ページの新旧対照表、中段にございます区民１泊（２名１室）とございますが、こちらの利用料、お１人当たりの利用料が改定前６，１７０円でしたが２０％増で新料金が７，４１０円となります。ほかの料金も同様のスキームで計算したものでございます。 　２点目、５ページ、新旧対照表の左に下線をお示ししてございますが、今まで平日・休日料金と、年末年始料金という二つの料金区分だったところ、新たに休前日料金を新設するものでございます。 　最後３点目、年末年始と同じ料金区分として、ゴールデンウィーク期間も追加し、いわゆる繁忙期料金として改定を行うものでございます。お示しのとおり、休前日料金はプラスの２，０００円、繁忙期料金はプラスの３，０００円となってございます。 　なお、今後の予定といたしまして、本日ご承認いただきましたら、北区ニュースや施設のホームページ等で、区民周知を図ってまいります。 　第１０号議案につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

福田教育長　ありがとうございました。
では本件について、ご質疑、ご意見はございますか。

（質疑・意見なし）

福田教育長　よろしいですか。
特に反対意見等はないようですので、本件について、原案どおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

ご異議ないと認め、第１０号議案については原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第４、第１１号議案「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について」です。
本件については個人情報が含まれる案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項ただし書の規定に基づき、非公開としたいと思いますが、まずご異議ございませんか。

（異議なし）

それではただいまより会議を非公開とします。

【非公開】

福田教育長　それではただいまより、会議を公開といたします。
次に、日程第５、第１２号議案「東京都北区文化財保護審議会への諮問について」です。
飛鳥山博物館長から説明をお願いします。

飛鳥山博物館長　教育長

福田教育長　飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長　それでは、私から第１２号議案「東京都北区文化財保護審議会への諮問について」、ご説明申し上げます。
荒川下流改修工事従務者記念碑について、北区指定有形文化財に指定するため、北区文化財保護審議会へ諮問するものでございます。

表紙を１枚、おめくりいただきまして、議案書１ページの５、区指定文化財に指定する理由をご覧ください。
荒川下流改修工事従務者記念碑は、明治４４年に着手された「荒川下流改修工事」の記念として、旧岩淵水門の設計者青山士ら関係者が建立したものでございます。
荒川下流域の工事従務者を検証するこの記念碑は、重要文化財旧岩淵水門とともに、首都東京を水害から守る一大土木事業の様子を示す歴史資料として貴重なものでございます。
２ページの説明欄をご覧ください。
この記念品を北区指定有形文化財に指定するに当たっては、北区文化財保護審議会条例第２５条第１号の規定に基づき、審議会へ諮問するものでございます。
私からの説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

福田教育長　ありがとうございます。
では、ご質疑、またはご意見はございますか。

本間委員　教育長

福田教育長　本間委員

本間委員　もちろん賛成なんですけれども、知識として知っておきたいということで、旧岩淵水門が重要文化財になったこととの兼ね合いというのは何かあるんでしょうか。

飛鳥山博物館長　教育長

福田教育長　飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長　こちらの記念碑でございますけれども、旧岩淵水門のすぐそばにこの記念碑がありまして、改修工事に従事をしていた方たちへの青山士氏の思いというのでしょうか。そういうものを記念として、改修工事に当たった人たちへの感謝の意も込めているということで、非常に岩淵水門とこの一体的に、歴史的に貴重な価値があると、そのように捉えております。

教育振興部長　教育長

福田教育長　教育振興部長

教育振興部　荒下のところについては１００周年、昨年迎えられて、渋沢栄一翁の事業、渋沢栄一

長	翁の顕彰とともに、その荒川の赤水門の事業についても１００周年のイベントをさせていただきました。それと合わせるような形で、それはたまたまタイミング的には一致したんですけれども、重要文化財の指定も受けたと。 　昨年、そうしたところを受けて、展示会も博物館のほうでやらせていただいて、改めてこの事業に非常に多くの技術者の方が関わられたこと、その設計等々については極めて近代的で非常に現代においてもしっかりしているものというふうに改めてこれが分かったと。そのすぐ横にこの丸い記念碑がありまして、ここについても重文に位置づけて顕彰していくべきだというような考えに基づいてのものだというふうに思っておりますので、当然のことながら連動しているものではあるんですけれども、この赤水門の位置づけが改めてしっかり分かってきたというところもあるのかなというふうに認識をしているところです。 　以上です。
福田教育長	詳細なご説明、ありがとうございました。 　ほかにご意見、ご質問等はございますか。
宮川委員	教育長
福田教育長	宮川委員
宮川委員	ありがとうございます。 　私も博物館のほうにちょうど旧岩淵水門の展示のときに拝見、行きました。その後だったと思うんですが、テレビでも東京は今水害とかの際の、こういう仕組みで地下のほうに流れないようにしているとか、川もこういう工事があって、水害が昔ほどなくなってきているという中で、この旧岩淵水門が紹介されましたし、その際にたしか記憶ではこの青山士さんたちのことも紹介されたと記憶しております。そういうことで関連があるということは重々承知しておりますが、一つお聞きしたいのは、この石碑の管理というか、この石碑の周りのお掃除的なものとか、写真がたまたまそうなのか、ちょっと周りがきちっと管理というのはどちらでやっているのかを教えていただきたいです。
飛鳥山博物館長	教育長
福田教育長	飛鳥山博物館長
飛鳥山博物館長	現在は知水資料館の正面玄関の左脇に設置されておりまして、持ち主は不明なんですが、管理につきましては荒川下流河川事務所が管理をしておりまして、お掃除も含めまして、現在はそのような形で管理されております。 　以上です。

福田教育長	ありがとうございました。 ほかにご質問、ご意見はございますか。 （質疑・意見なし）
福田教育長	特にないようですので、本件について、原案どおり承認することにご異議はございませんでしょうか。 （異議なし）
福田教育長	ありがとうございます。 ご異議ないと認め、第１２号議案については原案どおり承認することに決定いたします。 続きまして、ここからは報告となります。日程第６、報告第１０号「後援・共催事業について」です。 教育政策課長からご説明をお願いします。
教育政策課長	教育長
福田教育長	教育政策課長
教育政策課長	それでは、報告の第１０号になります。 １枚おめくりをいただいて、さらに裏面でございます。２ページと記載したページでございます。 前回報告をさせていただいた以降の、１２月２５日承認日以降でございます。合計１８件、事業名、主催団体名、開催日時をお示ししてございます。１８件につきまして、承認をいたしましたのでご報告させていただきます。 雑駁ですが説明は以上とさせていただきます。
福田教育長	ありがとうございました。 では本件について、ご質疑またはご意見はございますか。 （質疑・意見なし）
福田教育長	よろしいですか。 ご質疑、ご意見ないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。 次に日程第７、報告第１１号「令和六年度北区不登校対応連絡調整会議の報告について」です。 教育総合相談センター所長から説明をお願いします。

教育総合相談センター所長	教育長
福田教育長	教育総合相談センター所長
教育総合相談センター所長	私からは報告第１１号といたしまして、令和六年度北区不登校対応連絡調整会議の報告をさせていただきます。１枚、おめくりください。 こちら、要旨でございます。 昨年、令和５年度ですが北区不登校対応検討会、それからその検討会の中で、不登校対応基本方針、そして対応プランを策定したところですが、その会の中にもありましたように、社会情勢の変化を捉えて、柔軟に見直しを図りながら対応していく必要があるということから、今年度は多様な学びの場の委員で構成いたします不登校対応連絡調整会議に移行しまして、今回年２回開催させていただきました。 方針、それから基本的な考え方は、前回の不登校対応検討会で策定したものをそのまま利用しております。 基本的な考え方といたしましては、やはり中段真ん中になりますが、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すとさせていただいております。 着目点、４点ございますが、こちらはお示しのとおりです。 １枚おめくりいただきまして、項目がたくさんありますので、別紙１といたしまして、６年度に主に取組をしましたものを４点選びまして表にしておりますので、こちらをご覧ください。 まず、１点目でございます。不登校対応巡回教員加配事業でございます。 こちらですが、令和６年度は十条富士見中学を拠点といたしまして、明桜中、浮間中、それから滝野川紅葉中、飛鳥中の５校を巡回教員が巡回して歩くという形を取っております。北区はそれに合わせて、校外別室も整備させていただきました。 こちら、事業概要のほうをご覧いただければと思いますが、やはり中段になります。「また」から以降ですが、不登校対応巡回教員が不登校の生徒の家庭訪問などを分担することで、担任一人の対応ではなくて組織的に対応ができる、それからいろんな学校を巡回して回っていますので、それぞれの学校の利点というところも捉えながら、対応できるということで、評価をＡとさせていただいております。 続きまして、２番目、オンラインを活用した相談支援「北区子ども相談ポスト」でございます。 こちら、令和５年度７月、ちょうど夏休みも終わった辺りから急遽始めた事業でして、その当時年間、令和５年度は６名の利用にとどまってしまいました。その後、令和６年度になりまして、ちょうど夏休み前なんですが、やはり子どもたちへの周知というところの見直しを行いまして、チラシを学校に配布したところ、チラシを配った翌日から相談案件が舞い込むようになったという次第でございます。

相談内容としましては、ちょっと困っているんだけれども、なかなか教員には相談しにくいようなことということで、本当にかわいらしいつぶやきからというところが多い状態になっております。心理士とのやり取りの中で、やはりリピーターも多くて、だんだん交流を深めていくと、相談の内容も深まっていくというのが形になっております。

令和６年１２月末日までに１１７件の延べですけれども、件数に伸びております。ということなので、評価はAとさせていただいております。

続きまして、バーチャル学習空間です。バーチャル・ルーム「ステラ」です。

こちらも令和６年の１０月から開始をさせていただいていましたけれども、当初心配しましたが順調にアカウント数ものびまして、現在アカウントを配布している人数は１２７名に配布してございます。変動はあるんですが、平均しますと月に１５件ほど入っております。

利用率は１２％ほどということですけれども、やはりステラの中で、バーチャル空間の中で、後半の部分です。センター職員もアバターになって一緒に入っておりますので、その中で多様な大人が関わることで生徒同士の交流も生まれて、かなりよい形で経過として展開しているところでございます。こちらも評価はAとさせていただいております。

そして最後に、まなびルーム「ありおーそ」、こちらは校外別室になります。こちらも同じく１０月から開始したものになります。

こちら、児童館に居場所をつくるというもの、それから居場所でほっとできる空間になった上に、その中で学習もできる環境を整えるということで展開しておきます。

実際の声としては中段ですが、就労している保護者などからは、かなり負担が軽減されたということでご連絡をいただいている次第です。

現在、申請者は１２月末日ですけれども１１名申請しておりまして、実際利用、稼働しているのが実人数では７名になっております。延べでは６０人というふうな形になっておりますので、順調に展開しているかなという点、それから保護者の希望は非常に強いんですけれども、なかなかやはりご本人がこの場所に登場するというところには少し時間がかかるかなというところもございます。

また、各自治体から、ほかの自治体からの問合せも非常に多い状態となっております。そのため評価はAとさせていただいております。

また１枚、おめくりいただければと思います。

令和７年度の取組ということで、こちらも概要ということにさせていただいております。大きくは２点挙げさせていただいております。

１点目ですけれども、こちらは先ほどにもお話がありました、不登校対応巡回教員の加配事業、配置事業でございます。

こちら、令和６年度は十条富士見中の１校だったのですが、今度は拠点校を３校に増やします。その結果、３校で４校ずつ学校を訪問いたしますので、全ての中学校に拠点となりまして、巡回がスタートするという形になります。それと併せまして、不登校の校内別室も整備されるということになりますので、中学校は１２校、それから小学校は３校、校内別室が整うという形になっております。

また、下の部分になります。２点目といたしましては、東京家政大学との連携による

コミュニケーションの指導教室といたしまして、新たにほっとる一むを開設いたします。

現在は一応モデルという形で、実際行っているところですけれども、一応そのことを生かしまして、来年度令和７年度から新規事業ということで、大学の空き教室の部分を利用させていただきまして、土曜日の午後に学生たちが準備した２時間程度のプログラムを行うという形で、１回辺りの参加者は１０人を想定しているところでありますが、かなり回数も多くございますので、そちらの組合せですとか、指導内容については、これから深めていきたいというふうに思ってございます。

私からの報告は以上です。

福田教育長　詳細な報告、ありがとうございました。

では本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員　教育長

福田教育長　本間委員

本間委員　本当にすばらしい取組で、成果も確実に上がっていることに大変心から感謝いたします。ありがとうございます。

その中で従前から一番気になっているのが、不登校のお子さんの周辺の先生方ですとか、保護者ですとかの見守る意識がとても大事だというふうに思うんですが、その辺りについての意識の変化も、この成果とともに見られるのかどうかを教えていただきたいのが１点。

それから、ステラはなかなか難しいかと思うんですが、ありおーそですとか、あるいは東京家政大のこれから始まるプログラムについても、もし機会がありましたら、委員の参観のような場面があると、もちろん皆さん任意での参加になるかと思うのですが、あると大変ありがたいなというふうに思っています。

そのありおーその中では、その保護者の負担が軽減されたケースがあるということで、これも大変うれしい報告だったんですが、今の新聞・報道等でも不登校生徒あるいは児童も含めて、保護者がなかなか就労との関係で難しいという声も上がってきていますので、この辺とても大切な視点だなというふうに思っています。マイナス的なことで、保護者からの相談がなかったのかということについては１点、教えていただきたいと思います。

教育総合相談センター所長　教育長

福田教育長　教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長　まず、１点目の先生方の意識ということですけれども、かなり上がってきているのではないかなというのが印象でございます。特に校内別室、こちらはかなり取組も学校によって生徒を巻き込んで、例えばネーミングから、それから事業内容からというところを生徒さんと一緒に取組を進めているような学校もありまして、つなげ方も不登校に限らず、例えば学校の中でちょっと息が詰まって、教室にいづらくなったというような方は、ちょっと一息入れるために、そちらの部屋を提供するという形で、かなり柔軟に対応できているというふうに思っております。

それから実際は校内委員会を通しまして、ケースについては協議をしているところではあると思いますが、やはりそういったところで教員以外の、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーさんを含めまして、やはり関係の職種で生徒さんへの今後ということで、かなり協議が進んでいる印象を受けております。

それから、教育委員の皆様、視察等ということで、そちらのほうもぜひお願いしたいと思っております。

また、マイナスというところでは、やはり、ありおーそを進めていきますと、かなり家庭環境で複雑なケースというのも見られるようになってまいりました。そういった、例えば児童相談所が関わるような、そういった場合にはやはりご家族の方、なかなか仕事も忙しくて、保護者の方にも見学をお願いしていたところですけれども、なかなか時間内に見学が取れないということで、なんとかならないかということで調整させていただいて、こちらから違う時間帯を職員が出向いていって調整したということで、工夫はさせていただいているところではありますが、そういったところです。

それから、あと赤羽の児童館が和室になっておりまして、環境的なもので少し手狭になっております。児童館ですので、乳幼児がいらっしゃる空間とすごく扉を隔てて向こうとこっちというふうになっておりますので、その辺での環境面というところで、もう少し広いところですとか、工夫ができないかというようなところでございます。

以上です。

福田教育長　ありがとうございました。

ほかにご質問ありますでしょうか。

宮川委員　教育委員

福田教育長　宮川委員

宮川委員　ご丁寧なご説明、ありがとうございました。

実は先日、東洋大学のすばらしいアリーナで、北区も後援に入っているイベントがありまして、それをちょっと見たときの話なんですが、スポーツ推進委員さん、８年ほど前から最初は東洋大学の大学生の方が数名、たしか４人だったと思うんですが入って、それからずっと大学生の方も一緒にスポーツ推進委員の活動をしております。

ここに２、３年ぐらい前からこの東京家政大学の学生さんも入っておりまして、たまたまスポーツイベントではあったんですが、ちょっと私もこのほっとるーむのことも先

日から聞いておりましたので、女性がちょうど３名いたんですが、お話をちょっと聞きましたら、皆さん児童心理学を専攻しているということで、そういうふうに自分たちの勉強にも大変なりますということで、ぜひぜひそういう不登校のいろいろなコミュニケーションとかのところで関われたら、本当にこれからもスポーツでもそういうところでもいいですねというお話をいただいて、とてもうれしかったです。

ちょっとお聞きしたいのは、そういう大学生の方たちと実際に中学校を巡回していらっしゃる先生とか、その辺の関わりとか、そういうものがこれからあるのかどうか、お聞きしたいです。

教育総合相談センター所長　教育長

福田教育長　教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長　ありがとうございます。

家政大の学生なんですけれども、やはり心理学の専攻だけでなく、教職員ですとか、様々な分野の学部の生徒が集まって、グループとして対応していただいておりますので、大学としても横のつながりが非常に持てるいい機会だということで、好評だというふうに伺っております。

そのほかの事業についてですけれども、まだこれからなんですが、実は先日学校の中で不登校巡回対応の会議を開きまして、かなり横のつながりが広がってよかったという部分がございますので、やはり何らかの形で交流が持ててというところの機会をこれから創出していきたいというふうに思っております。

以上です。

福田教育長　ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見はございますか。

川染委員　教育長

福田教育長　川染委員

川染委員　ちょっと感想と簡単な質問になってしまうんですけど、これ令和５年度から基本方針が定まって、６年度から具体的な施策を実施されているということで、とてもスピーディーに、多分予算だとか規則とか、いろいろあったと思うんですけども、６年度の取組の実績とかを見ているとすごく着実に環境を整えていて、また実績も上がっていますし、子どもたちの相談ポストも非常に反応が大きい、大きいだろうなというふうに私も思いました。

ありおーそにつながったことで居場所が見つかるというところなんかを見ていると、

保護者もすごくうれしいだろうし、これを見ている私たちもすごくうれしい気持ちになりました。

いろいろスピーディーに実現できているということは、その反面、恐らく不登校に対する考え方というのが、まだ浸透し切れてないのかなというのも少し考えていまして、特に先生方ですかね。不登校、できれば学校に来てもらいたいというのはもちろんあるんですけど、不登校の子は、まだ登校している子と違って、やっぱりちょっと分けて考えるというか、どうしても登校してもらいたい気持ちが強いために、登校できない子どもはちょっと何というか、違う枠組みというか、そういった考え方がまだなかなか変えられないんじゃないかなと思っています。

保護者は、こういったありおーそでいろいろ研修とか、教育を受けたりして、若干保護者のほうがまだ、自分の子どもが不登校になったときに、子どものことを気持ちを優先して、子どもがやりたいようにやってあげたいという保護者は増えてきていると思うんですけど、やっぱり先生方は学校に来てもらいたいというのがとても強いと思うんですよね。

これは時間がかかると思うんですけど、やっぱり定例校園長会でのご報告とか、この後あると思うんですけど、少しずつこういう子どもの気持ちに寄り添っていくというのを少し校長先生方から、どんどん先生方に浸透していっていただいて、できれば学校に来ていただくというのはもちろん、誰もがいいと思っていますので、先生方への説明というか支援というか、浸透していただければいいかなというふうに思いました。

ちょっと質問なんですけど、評価というのは、これはＡＢＣか何かの評価になるんですかね。そこだけちょっと教えてください。

教育総合相談センター所長　教育長

福田教育長　教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長　学校の先生方へというところは、やはりかなり時間がかかることかなというふうに思いますが、先日、校長先生方からも不登校だと言われたときに、どう対応してほしいのかというところが見えなくて、ちょっと躊躇してしまうというようなご意見もいただいております。ですので、その辺りは今度保護者の方たちとの交流もございますので、保護者の方、それからお子さんがどんなことを望んでいるのか、その辺りをちょっと気づきシートのような形でチェックできるような機能ですとか、そういったものも入れておくと校長先生方、先生たちもそのシートを見て、ご本人、家族の気持ちも分かって、それにできるだけ寄り添った形で対応できるようになるのではないかなというふうに思っております。来年以降ですが、そのような取組もしていきたいというふうに思っております。

川染委員　評価については。

教育総合相談センター所長	評価はＡＢＣでございます。
川染委員	教育長
福田教育長	川染委員
川染委員	分かりました。シートもすごくいいと思います。ありがとうございます。
教育指導課長	教育長
福田教育長	教育指導課長
教育指導課長	ちょっと補足的に、川染委員に説明させていただきたいんですが、私、教育指導課に勤務していたとき、平成２９年になりますけれども、当時、教育機会確保法という法律ができまして、学校だけではない学びも大切にしましょうという法律でした。 この頃は校長先生を含め、何としてでも不登校ぎみのお子さんは学校に復帰させたいという強い教師魂みたいなものがある方が大変多かったです。ただ最近になりまして、理由なく休んでしまう、コロナ後、特に増えてきていまして、この要因については、どう解釈すればいいか、分析についてもなかなか難しい、抜本的な改革案とか出てきていません。 ただ、教育長も含めて、定例校園長会で今、北区の重層的支援については改めて校長会を含めて、説明をして、周知啓発を図っているところで、北区の重層的支援は教育総合相談センターがやっている支援については、かなりいいものだということで、これを学校復帰だけではなくて、こういうシステムを活用しながら進めていきましょうということで今、大分、不登校についての認識は５年前よりもかなり柔軟になってきたかなと思っています。また休みやすい状況というのが、これでも昔よりは増えてきた、増えてきているというところでのご説明を付け加えさせていただきます。 よろしくお願いします。
川染委員	教育長
福田教育長	川染委員
川染委員	ありがとうございます。状況、よく分かりました。
福田教育長	ありがとうございます。

	ほかにご意見、ご質問はありませんか。
本間委員	教育長
福田教育長	本間委員
本間委員	不登校外のことなんですけれども、先ほど北区子ども相談ポストで、全部で延べ１１７件ということでしたけれども、不登校外のところでのことで主立ったところを教えていただけますでしょうか。
教育総合相談センター所長	教育長
福田教育長	教育総合相談センター所長
教育総合相談センター所長	主なものとしましてはやはり「こんにちは」の挨拶から始まるんですけれども、やはり学校でちょっと嫌なことがあってというようなことで、お友達と関係ですとか、それからあと、おうちの中の保護者さんとのことですとか、そういったことが大半かなというふうに思っております。 現在のところ、ちょっと心配で一応相談があったことは個人の情報ですので、どこにも口外しないでということですけれども、やはり心配、見守りが必要かなというふうに思ったケースについては、学校の方にもご相談、報告したりということもあるのが現在なんですけれども、それは今のところ１件程度になっております。それはやはりちょっと自殺企図という形だったので、これは緊急かなというふうに思いまして、学校のほうに報告させていただきました。 それ以外は、特には大きなことはありません。あとはいじめですとか、そういったところもございますけれども、深刻な場合ですとか、見守りが必要な場合はやはり学校に見守りを要請したりということをさせていただいております。
本間委員	教育長
福田教育長	本間委員
本間委員	その１件については現在は心配がないというか、継続でしょうか。
教育総合相談センター所長	教育長

福田教育長	教育総合相談センター所長
教育総合相談センター所長	現在はおうちの方にも一応連絡が取れまして、良好といいますか、安定している状況というふうに伺っております。
教育振興部長	教育長
福田教育長	教育振興部長
教育振興部長	教育部門だけじゃなくて、その意見については子ども未来部とも連携を取らせてやらせていただいています。なので、何かありましたら、基本的には子ども家庭支援センターのほうですとか、そういったところとは普通にやり取りさせていただいています。
福田教育長	ありがとうございます。ほかにございますか。 １点だけ、自分も不登校については一応確認ですけど、平成３０年度に文部科学省から学校復帰という言葉は全部削除されていますので、そこら辺は改めて校長園長会も話していきたいなと思っております。ありがとうございました。 ほか、よろしいでしょうか。 （質疑・意見なし）
福田教育長	ではここで本件に関する報告は終了いたします。詳細なご報告、ありがとうございました。 次に日程第８、報告第１２号「令和六年度北区特別支援教育評価委員会の報告について」です。 引き続き、教育総務相談センター所長から説明をお願いいたします。
教育総合相談センター所長	教育長
福田教育長	教育総合相談センター所長
教育総合相談センター所長	続きまして、報告事項の第１２号、令和６年度北区特別支援教育評価委員会のご報告についてをご報告させていただきます。 １枚、おめくりください。 こちらの評価委員会ですけれども、要旨の部分になります。 令和５年３月に「第四次北区特別支援教育推進計画」を策定いたしました。こちら、

令和５年度から令和９年度までの５年間ということになっていまして、やはり順調に推進していくためにということで、令和６年度は特別支援教育推進計画の評価を実施するために、新たに評価委員会を設置させていただきまして、進捗状況と評価を協議いたしました。その報告でございます。

経過につきましては、お示しのとおりになっております。実施が１２月２４日となってございます。

１枚おめくりいただきまして、別紙１になります。

こちら、かなりボリュームがありまして、それぞれ項目が３７項目ございまして、なかなか全部ご説明するのが難しいかなと思いますので、こちらは後でご高覧いただければと思っております。

続きまして、別紙２に行きたいと思います。

別紙２のところで評価のまとめということでまとめさせていただいております。

まず、こちらの評価、別紙２なのですが、別紙２の４ページ、最後のページをご覧いただければと思います。３の部分に全体の評価といたしまして、こちらもＡＢＣで全体の評価の判断、そして進捗状況の判断ということで、二重丸からバツという形でまとめさせていただいております。

こちらの第四次の特別支援教育の推進計画ですが、この１から３番までが大きな柱になっています。この大きな柱のそれぞれの項目に、先ほどお示ししました３７項目がぶら下がっているという形になってございます。

こちらのほうのバツの部分のみ、簡単にご説明いたします。

こちらはバツの部分ですけれども、１の多様なニーズに応じた教育の充実というところでは、教育支援アセスメント、こちらは東京都でまだ策定ができておりませんで、その実施がかなわなかった部分、それから特別支援教育のアドバイザーを設置するということですが、そちらもままならなかったということで、こちらの項目がバツ印になっています。

そして、２番目のところのバツが２項目ございますが、一つはＳＳＷ、スクールソーシャルワーカーを日本語学級にも派遣するというものを目標にしておりましたが、こちらがかなっておりませんで、バツということになっております。

そして、もう一つは新型コロナの関係で、新しい生活様式ということで感染症対策をするような項目になっておりますので、既にコロナも５類になりました関係で、実施せずということでバツとなっております。

２枚目の別紙の最初にお戻りいただければと思います。

２番目の令和６年度の重点評価ということになりますが、それぞれの項目のご説明になっております。まず、中段のところに専門家チームの派遣というものがございます。

こちら、専門家チーム、当初はお医者様ですとか大学教授の方が訪問するという形が多かったんですけども、昨年度から心理士ですとか、言語聴覚士、作業療法士などメディカルの実践可能な方にもお願いをしまして、訪問させていただいたりしております。

ちょうど中段以降ですけれども、令和５年度を試行期間とさせていただいておりまして、２９件訪問させていただきました。令和６年度１２月末までですけれども、３５件ということで派遣しております。

こちらの７年度のところもあるんですが、７年度はやはりこちらを充実させて、専門企業を増やして多様なニーズに対応していけるように推進してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、下の部分です。特別支援教育における支援広報の活用という部分でございます。

こちらの部分も、今までは紙ベースで教職員などが指導の際に使用した教材や配慮すべき点についてまとめた「あゆみ」という冊子を出しておりましたが、そちらをペーパーレス化に伴いまして、電子ということで電子化させていただきました。令和６年度、このこちらの「あゆみ」を、それぞれのコーディネーター研修などにも利用させていただいて、活用させていただいた次第です。

続きまして、次のページに行きますが、交流及び共同学習の充実というところです。

こちらは東京都の２か年にわたるモデル事業がございまして、そちらを実施いたしました。モデルの対象の学校は明桜中学校、稲付中学校でございます。

それぞれ中学、ほかの区市町村もモデルにエントリーをしていたんですけれども、北区の場合は、知的障害の特別支援学級と通常級の交流をいうところを目指した実践となっておりましたので、都内でもやはり実践する事例が少なくて、貴重なものというふうになってございます。こちらの部分もこれから生かしてまいりたいというふうに思っています。

それから、真ん中は合理的配慮に関する研修というところで、やはり好事例を挙げてというところで取り組んできています。そして、巡回指導教員に対しましても、やはり専門の研修を強化いたしまして、実施しているところでございます。

そして後半の部分ですが、３番の全ての子どもが生き生きと学ぶというところでは、自閉症・情緒学級、特別支援学級を整備したところを載せさせていただいております。

そして最後のページになりますが、こちら中学校における難聴児への支援ということで、こちら、先ほど専門家チームにも出てきましたが、言語聴覚士を区内の中学にはことばきこえ教室がございませんので、そちらに言語聴覚士を派遣いたしまして、連携強化を図った事業になっております。

最後のところがスクールソーシャルワーカーということで、昨年度は今現在６名、スクールソーシャルワーカーはおりますが、やはり人材を育成するという観点で、ＳＶを、スーパーバイザーをお願いいたしまして、事例の検証などを行ってまいりました。

続きまして、別紙３になります。こちらは令和７年度の取組になります。

先ほどの説明と重複する部分がございますので簡単にご説明いたしますが、やはり全ての子どもが生き生きと学ぶ環境ということで、別紙の下段になります。こちら、自閉症・情緒学級、充実をさせていただいているところですけれども、やはりかなり生徒数が増えておりまして、今後につきまして、やはり検討会などを立ち上げて、新たな設置校なども検討してまいりたいというふうに思っております。

雑駁ですが、以上となります。

福田教育長　丁寧なご報告、ありがとうございました。

では、ただいまのご報告について、ご質問、またはご意見はございますか。

本間委員	教育長
福田教育長	本間委員
本間委員	丁寧な説明をありがとうございました。 実は評価のところに関して、細かなことで幾つか伺いたいことがあったのですが、また個別に伺って他の教育委員とも情報共有したいなというふうに思っています。 その中に１点だけ、もう既に来年度の取組のところで細かく触れておられるので、重々ご承知のことだというふうに思うのですが、安全確保に向けた防災教育の推進というところで、今現在、学校全体の特に避難訓練などについては、独自のものというよりも一斉の中でというところの懸念について触れておられますが、これは本当にとても言うまでもなく大事なことで、音に敏感な子ですとか、大勢の中での立ち振る舞いが苦手というお子さんたちも多い中での命をどう守るかという辺りについては、本当にすぐにでも独自の避難訓練の在り方ですとか、万が一のときへの対応の仕方ということを具体的に必要だと思っておりますので、その点だけここで触れさせていただきたいと思います。 あとは個別でよろしくお願いいたします。
教育総合相談センター所長	教育長
福田教育長	教育総合相談センター所長
教育総合相談センター所長	先ほど、ありがとうございます。 ちょうど令和７年度に取り組むべきことということで、私、割愛してしまったんですけれども、ちょうど別紙３の２ページ目の裏ですね。そちらの部分に安全確保に向けた防災教育ということで、項目として挙げさせていただいております。やはり、教育課程などにも明記してあることですので、やはりこの辺は取組をしっかりしていきたいというふうに思っているところでございます。 以上です。
教育政策課長	教育長
福田教育長	教育政策課長
教育政策課長	今回、学校防災マニュアル改定をしたところでございます。この中におきましても、特別支援学級の防災教育あるいは避難の在り方、それぞれの障害種別に応じた対応いう

	ところ、かなりきめ細かく今回記載してございます。それぞれの学級に、特別支援の学級、幾つか種類がございますけれども、直接出向きましてヒアリングをした上で対応方法を明記したというようなところで、かなり手厚い内容というところを盛り込んでいるところでございます。 以上でございます。
福田教育長	ありがとうございます。
教育指導課長	教育長
福田教育長	教育指導課長
教育指導課長	今、教育政策課長からもありました学校防災マニュアル、この中には本当に特別支援教育の内容も盛りだくさんというか、内容が濃くなっているかなと思います。 特に配慮を要するお子さんへの万が一の対応というのは、やはり子どもの権利もありますので、まずは説明をする。そして、その上で命が大事ですので、抱えてでも避難をするというように、この辺りも教員、先生方と調整して、実際にどういうふうにすれば最悪の事態を防げるかということについて確認をしております。 あわせて、登下校についても、途中について起きることについても同様に確認をさせていただき、明文化しておりますので、今後、それを学校に周知しながら、学校のほうでどういうふうに実践していくかというのを主体的に考えていただこうと思っています。 以上です。
本間委員	教育長
福田教育長	本間委員
本間委員	それぞれ、具体的に教えていただいてありがとうございます。その中身については私どもは何かの形で目にすることはできますでしょうか。
教育政策課長	教育長
福田教育長	教育政策課長
教育政策課長	学校防災マニュアルの中に今、記載しているという内容でございますけれど、これは次回の本委員会におきまして報告をさせていただき、また内容につきましては冊子という形、これはデータになろうかと思いますけれども共有させていただきたいと考えてご

ざいます。

福田教育長　ありがとうございました。
ほかにご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

長谷川委員　教育長

福田教育長　長谷川委員

長谷川委員　大変詳細なご説明、ありがとうございました。今伺っていまして、とてもすばらしい取組を北区はされているんだなということをすごく感じました。
それで１点、ちょっとお伺いしたいんですが、そういった取組ですね。これはどのような形で世の中に発信しているかというか、そういうところを少しお伺いしたいのと、もう一つあと、これはこの場で申し上げていいのかどうか分かりませんが、少し感想として、学術的な観点でまとめられて、学会だとか、あるいは提携されているうちの大学もそうです。東洋大学、東京家政大学の研究紀要、こういったものにまとめて発信されますと、国会図書館にちゃんと研究紀要レベルでも入りますので、ほかの自治体あるいは大学の先生方が何か研究するときに、先行研究として調べるということに北区のものがばんと挙がってくると。先行研究で引用されるというような、そういう仕組みをつくられると、何か東京都の中で非常に最先端なことをやっている北区がモデル事業区みたいな、ちょっと職員の皆様にはすごい負担がかかってしまうような発言をしておりますけども、そういうような仕組みをつくられると、もしかしたらすごくいいなと思って、ちょっとお伺いをさせていただきました。

教育総合相談センター所長　教育長

福田教育長　教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長　どうも、ありがとうございます。
私、前職にいたときは東京都の中で学会みたいなものがありまして、医学的なもの、福祉的なものというのも、学会という形で発表する場もあったんですけれども、ちょっと教育現場ではまだその辺を認識できていない状況でございます。ですので、東京都の教育委員会を通しまして、いろんな形で発表する機会ですとか、それからモデル事業ということで名のりを上げているものもございますので、そういったものは世に出るというところはあるのかなというふうに思っておりますが、今後また参考にさせていただきたいと思っております。

長谷川委員　教育長

福田教育長　長谷川委員

長谷川委員　大変ありがとうございます。
発表する場によって、私もちょっと経験があるんですが、これは行政の方のほうがお詳しいかと思うんですけれども、特に北区のオリジナリティのようなものはございますよね、多分、今、お伺いしていた限りでは。ああいったものを先に発表するその場、それによっていろいろ難しいことが、難しいことというのは例えば、後で特許を取りたいなとか、区として特許を取りたいなというようなときは先に学術だとか、公表してしまいますと特許は取れなくなっちゃうんですよね。オリジナリティという権利は北区に残るんですけど、ただ特許は取れなくなっちゃうんですね。
でも、一番早く公開して、北区のものだよというときは、先に学術論文みたいなものを出してしまって、その代わり特許は取れないんですけど、皆さんにその分使ってもらえるようなフリーにしてやるというような方法もありますし、そういう学術的な東京都の、東京都の発表が悪いと言っているわけじゃないですよ。東京都の発表だけではなくて、全国的なそういうところに通用するような書面で発表することによって、北区の担当、例えば指導主事の先生方とか、ご専門の先生とかおられますので、そういう先生方が文書とかをつくられれば、論文として業績がバンバンと残っていきますので、例えば将来的に研究課みたいなもので、研究係かな、よく分からないですけど行政の書式は、そこにいる指導主事の先生方が、例えば週末の土曜日だけ大学で、その講義ができるようなことにつながっていくんですね。何かそういうような形でうまく、せっかくすごいことをされているので、何かできないかなというのをちょっと考えていただけるとすごくいいんじゃないかなというのを思ったものですから。
すみません、余分な発言をいたしました。ありがとうございます。

福田教育長　関連してご意見とか、お考えはありますか。コメントはございますか。よろしいですか。
では、次年度に向けての貴重なご意見と承ってよろしいでしょうかね。
ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

（質疑・意見なし）

福田教育長　よろしいですか。
ここで本件に関する報告は終了といたします。詳細な報告、どうもありがとうございました。

福田教育長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和７年第３回教育委員会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。